

見守り  
新鮮情報

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンに**メール**が届いた。「**滞納**しているインターネット接続回線と有料サイト**利用料の請求**」とのことだが、**利用した覚えがない**。

「期日までに連絡しないと、**法的手段**に訴える」と書いてある。業者には連絡してないが、どうしたらよいか。

(80歳代 男性)



利用した覚えのない請求は  
支払わずに無視しましょう!

ひとこと助言

とにかく  
無視!



見守るくん

- パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が寄せられています。
- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 支払い義務があるかどうか判断できない場合や心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第219号 (2015年4月8日) 発行：独立行政法人国民生活センター

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日